

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和6年3月27日（水）16:12～17:01
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ 政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学法務研究科教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

#### <関係省庁>

永田 雄樹	出入国在留管理庁政策課 政策調整室 室長
安東 健太郎	出入国在留管理庁在留管理課 室長
藤井 剛	厚生労働省人材開発統括官付技能実習業務指導室 室長

#### <自治体等>

西 和一	群馬県地域創生部 副部長
佐藤 彰宏	群馬県地域創生部ぐんま暮らし外国人活躍推進課 課長
多田 亜利子	群馬県地域創生部ぐんま暮らし外国人活躍推進課 次長
東野 真士	群馬県地域創生部ぐんま暮らし外国人活躍推進課 係長

#### <事務局>

安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局 次長
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
田中 聡明	内閣府地方創生推進事務局 参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人による不法就労等の防止に向けた地方公共団体の積極的な関与
- 3 閉会

---

○正田参事官 それでは、関係の皆様方がそろいましたので、国家戦略特区ワーキンググ

ループヒアリングを開始したいと思います。

本日の議題は「外国人による不法就労等の防止に向けた地方公共団体の積極的な関与」ということで、出入国在留管理庁、厚生労働省、群馬県にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、群馬県、出入国在留管理庁から御提出いただいております。公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますけれども、まず、群馬県から5分程度で御説明をいただき、続いて、出入国在留管理庁から5分程度で御説明をいただきたいと思います。その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「外国人による不法就労等の防止に向けた地方公共団体の積極的な関与」に関します、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様、お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

早速、群馬県から御説明をお願いいたします。

○西副部長 お世話になります。群馬県地域創生部副部長の西と申します。よろしく願います。

それでは、スライドをお願いできますでしょうか。

タイトルで、「不法就労」という言葉を、今、おっしゃっていただきましたが、群馬県とすると、多文化共生・共創ということで、より広く在住外国人の皆さんと共生していこうというスタンスの中で、就労に関して課題があるのでは、と考え、今回提案をさせていただきました。

そのため、今後、内閣府と相談なのですが、タイトルに関しては、多文化共生・共創における課題を考えております。

それでは、次のページをお願いいたします。

群馬県は、外国人県民が多いです。190万分の7万で、ずっと増えております。それで、その7万の人たちは、住民登録をしていますが、そうではない場合もあり、それが色々な犯罪の温床になっている可能性もあるという状況がございます。

一方で、群馬県は相談体制の充実、入管庁と連携したワンストップセンター、それから、行政機関が主のプラットフォームにおける情報交換とか色々やっていますが、我々には企業の外国人の方が、どこにどれだけいて、何国の人がどれだけいてという情報もなく、それから技能実習機構が、一生懸命色々な企業を指導しておりますけれども、そのところで、我々群馬県が多文化共生の視点から、色々な関与をすればもっとうまく、単に摘発したり、そういうことだけではなくて、共生を主眼とした企業をどんどん育てていくみたいな、そういうことができるのかなと思っの提案です。

これが背景です。

次のページをお願いします。

こちらは、申請書なのですが、左下に今回の提案の対象となった法律の技能実習法などの条文が書いております。次のページ以降のスライドで説明いたします。

次のスライドをお願いします。

やりたいことは、2と3を中心として、それを支える1があるという形です。

2と3は、技能実習機構とかが、実際に企業に技能実習、それから、企業や監理団体に対して色々なことをしている。それを一緒にやろうというのが3番です。

当初は、がつつり権限委譲してくださいみたいな、そういう絵も描いていたのですが、目的の達成のためには、国と一緒に協力をやっていくこともできると、今、群馬県は考えていて、そこで2番で協定を結んではどうかと考えたところです。

その上で、1番の地域協議会というのがあるのですが、これをもっと活性化させるということで、2と3で行ったことをフィードバックして共有する。

その上で、関係の企業とか監理団体に、こうした方がいいよという、一般的な情報発信をする。

それから、我々は市町村と一緒に、生活者としての視点から、こうやって企業に接すればいいのではないですか、日本語はこういうのがいいのではないですかという形で、そういうことも発信できますので、地域協議会をそういった形で発信の場にしたいということなんです。

この1、2、3を、国と一緒にやりたいという御提案でございます。

次をお願いいたします。

こちらは、少し細かなものなのですが、監理団体とかは、群馬県にとどまらず、ほかの都道府県でも活動していたりするので、左上の表の左側が群馬県で、右側のほうの丸い絵のほうが、ほかの県とかにも関わっていけると、そんなような絵なので、これは、細かな点なので、ここまでにします。先ほどのページで説明したとおりです。

次のページをお願いいたします。

新制度がいよいよ法律になると思われるのですが、その有識者会議で色々御議論された中で、協議会を地域と一緒に、もっと色々やってみようということがうたわれているのですが、その中身が、まだきちんと提示されていないものですから、そこを群馬県がモデルになってやってみようかという提案でございます。これは、参考のものであります。

次をお願いいたします。

これは、法律の抜粋です。これは、検査などに関与したいというものの資料でございます。

群馬県がやろうとしているところは以上で、何しろ、厚生労働省や法務省や技能実習機構と一緒に、現実にあるところの企業や監理団体に関与して、よりよい在留状態を作っていきたいというのが提案でございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、出入国在留管理庁から御説明をお願いします。

○安東室長 安東でございます。ありがとうございます。

御趣旨については、非常に我々もそれに賛同するところでありますし、実際、今、改めてプレゼンを聞いて思ったのですけれども、地域協議会というのは、現行の技能実習法の仕組みでもありまして、あと、特定技能制度においてもです。私の自己紹介が遅れましたけれども、技能実習、特定技能を担当している室長の安東と申します。群馬県が実は多文化共生・共創関係の協議会をつくられているのは、我々も承知しておりまして、以前は東京入管などもメンバーに入っておりましたところ、先ほど御説明があったとおり、現行の技能実習制度においても、地域協議会というのは設けてあります。また、特定技能制度をつくったときに、外国人との共生のための総合的対応策というのを取りまとめており、この総合的対応策の中でも地方公共団体を含む幅広い関係者から外国人に関する共生施策の企画・立案に資する御意見を伺っています。

こうした文脈の中で先ほど申し上げた、群馬県が多文化共生・共創の協議会に我々も参加していたということもあります。

さらに他県でも、外国人技能実習機構がその協議会に入ったり、また労働局などの地方の国の機関や、民間の中小公庫、商工会なども、大きな括りで協議会に入り、情報共有や連携でどんなことができるかというのは、やられていると承知しております。我々としても、今の群馬県の1番の情報共有や連携については非常に大賛成ですし、推し進めていくところでございます。

実際に協定を結ばなくても、外国人技能実習機構がそういう協議会に参加しているという例はあるというのは、御紹介したいと思います。

また、新しい育成就労制度におきましても技能実習制度と同じように、地域協議会等を設けることにしています。

現行の地域協議会を新しい育成就労制度で、どのような地域協議会にするかというのは、これから考えていきたいというところでございますが、現行の技能実習制度の協議会というのは、ブロックごと、全国8ブロックでやっていて、関東のほうで地域協議会を設けていまして、そこに群馬県が入っていらっしゃるということでございます。

一方で、いわゆるもっと広い意味での共生社会実現のための協議会というのは県単位で、各県で設けてもらいまして、そこも群馬県が先ほどお示したような協議会を広げていただければと思っております。

○中川座長 すみません、出入国在留管理庁からの説明は、以上ということでよろしいでしょうか。

○安東室長 はい、結構です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 安念委員が、今、声を出されかかっておりました。

○中川座長 では、安念委員、お願いします。

○安念委員 いや、いいよ、落合委員からやってくださいよ。

○落合座長代理 そうですか、分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、私のほうから御質問をさせていただきたいと思います。どうも、御説明いただきましてありがとうございます。

音声が続いたりしておまして、若干聞き取りにくいところもなくはなかったのですが、全体としては、群馬県のほうでできる限り共生を進めていきたいという中で、できる限り適切な形でと言いますか、（音声不良）になってしまうような、そういう形をなるべく避ける形で取組を進めるためにはどうしていけるのかを議論されたいということで理解いたしました。この基本的な考え方に対しては、入管庁のほうも御理解を示されているような部分もあったのではないかと考えております。

全体として、まず、御提案者の群馬県の方々にお聞きしたほうがいいのかと思います。実際取組をしていくのに当たって、どういう制度が必要であるとか、また、どういう協力が必要なのかは、やはり具体的な内容がどういうことをされたいのかに、やはりよってくる部分もあるように思っております。そういった意味では、外国人の方々に対して、どういうサポートをして行かれないのでしょうか。また、この手続の中で、何か独自に情報入手できたり、何か対応と一緒に御協力ができることがあって、実習計画の認定から改善に至るまで、こういうことができるのではないかと、何かお考えのところがあるのかどうかです。今、まだ分からなければ、こういうことをしていきたいということは、具体化をさせていただくことが必要になってくるのではないかとと思うのですが、このあたりは、いかがでしょうか。

○西副部長 ありがとうございます。

まず、副部長の西からお答えいたします。

先ほど入管庁のお話にもありましたが、まず協議会（内容的に「プラットフォーム」の話）、これは各県でも開いているのですけれども、例えば、その県の施策の方向性は、こんなことでよろしいでしょうかといった情報交換の場になっております。

うちの群馬県では、山本一太知事が座長になって、施策の方向性などを強力に方向付けてはいるのですが、そういったところにとどまっておりますので、今回提案の協議体は、そういった情報交換の場を超えようとしているものです。それは、各企業が外国人をどこの国から何人雇っていて、どこの監理団体に関与しているかという、労働系の地方支分部局がお持ちの情報も共有いただいて、その上で、群馬県なりの施策を展開する。

これまで、例えば、最近では、コロナがはやったときに、ワクチン接種は大事ですよと

か、こういった生活習慣をいたしましょうとか、そういうのを各国語で、我々は数か国語の対応ができるのですけれども、そういった対応をしようとしたときに、SNSで発信したところ、どこまで見ていただけるか、結構ベトナムの方はFacebookとかを見ているのですけれども、どこまでできるか、やはり働いている方が7万人のうち5万人もいる群馬県で、企業に食い込んでいって、そういう発信をしないといけないというところで、これは本当にまどろっこしくて、市町村に色々企業を調べていただいて、情報を持っていったり、メールで送ったりとか、色々なことをしたのですけれども、どういう規制があるのかも分からないし、入管法とかではない規制なのかもしれませんが、(受入企業や監理団体などの)情報共有を、まずもって第一にしてほしくて、そこ(単なる情報交換)を超えた協議会とさせていだいたところでは。

検査とかその他の我々の視点というのは、ともすれば、事業主のほうで外国人の方を困うと言いますか、あまり外の世界と接触しないようにとか、そのようなことになってしまっていて、一方で、特定技能などでは、今度さらに新しい特定技能でも日本語は必要ですよとうたっている割には、日本語はしゃべれなくていいよ、使うなみたいな話になってしまっているところもあるというところで、我々は易しい日本語を会得するすべ、地域の中で会得していくすべ、その他を持っています。

それなので、そうしたことができますよ、市町村役場はこうですよ、病院にかかるときはこうですよというのを、ダイレクトに企業に勤めている外国人の皆さんに伝えられるような、そういう協議会になりたい、したいというところでございます。

お答えになっているか、ほかの者にもちょっと当たらせてますので。

○東野係長 群馬県庁の東野と申します。このたびは、機会をいただきましてありがとうございます。

私としましては、立入検査や改善命令という形があると思うのですけれども、群馬県の直接の取組として、生活者としての外国人の視点で、彼らがドロップアウトする前に、検査とか改善命令とかというよりも、アドバイスという視点で立ち直りが図れるような、そんな独自の視点で取り組めればいいかなと思っているところです。

以上です。

○西副部長 一つ付け加えます。

私たちはとてもよい取組をしている、目覚ましい活動を、そういう従業員などがいるような企業を認証しているのです。そういう制度を作っています。

だけれども、それは企業側から、こんないいことをやっていますよというのを出してもらわないと分からない。それをもってして、ほかの企業にこんなやり方もあるのですよというのを提示しているのですけれども、それは本当にまどろっこしくて、やはり今一つな対応をしているところに、こうしたらいいのではないのですかというのを直接申し上げたい、というのが具体のお話です。

以上です。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

お話しいただいている中で、どの手続の中のプロセスで、何を入れていくのかが、多法的な手続という観点の中ですと、なかなか抽象的なように感じたところもありますので、具体的な手続の中でどう書いていくのかは、やや難しいところもあると思った部分もあります。一方で、地域協議会であったりですとか、国であったりですとか、国が委任して行っている事務について、必ずしも肩代わりして実行するところまではいかないにしても、何らか助言をしたり、情報連携をしたりだとか、こういうことをしたほうがもっと実態に沿って対応をでき、紋切り型で処分をしたりだとかではなく、もう少し事前の予防のところから取り組めるのではないか、という方向性で具体化していただいたほうがいいかもしれないとも思いました。こういう方向性でお考えということではよろしいのでしょうか。

○西副部長 そのとおりなのですが、当初は、がつつり技能実習制度の検査のところ、この計画をつくる時の関与、それぞれにがつつり入り込もうとは思ったのですが、そうではなくても色々できるという議論に段々変わってきたので、おっしゃるとおりのような国との連携、その上での企業へのアプローチという、そのように考えております。足りないところは、申し訳ございません。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

一応一旦、どうしたいかということ自体は、若干分かったところもございますが、出入国管理庁のほうでは、そういうことで群馬県のほうでも、どこまで本当に権限の所管を変えろという言い方をするのかどうかはともかくとして、やはり実態的に、予防的な対応もできるように、情報連携をより密にするような形を、協議会などの場も通じて、より取り入れていったり、情報連携を強化し実態の対策を強化していくという、そういうところをできるというのではないかということをおっしゃっているようにも思いました。全般的なプロセスについても、あくまで実施主体は法的なのは変わらないにしても、意見交換や情報提供をして、場合によっては早めに指導等も行ったりだとか、そのようにできるように協力をしていきたいということで、悪い話ではないように思いますが、いかがでしょうか。自治体のほうにそういう役割を求められるということはないのでしょうか。

○中川座長 出入国在留管理庁、お願いします。

○安東室長 すみません、今の御質問の趣旨についてもう一度、御説明をお願いできますか。

○落合座長代理 すみません、協議会などのより実質化、充実化、情報連携の強化、手続に当たって予防になるような点、それは指導と言うのかもしれませんが、そういう点も含めて、実態を踏まえた協力などができるようにしていくことを考えておられるようです。どこまで制度的に書くのかどうかということではありますが、そういう枠組みを強化していくようなことをできないかと思えます。これは、実際に自治体のほうにも、こういうことをしてほしいと思われるのではないかと御提案していただいているとも思えます。この点については、自治体にそういう役割というのは求められていないのでしょうか。

という、そういう御質問です。

○安東室長 ありがとうございます。

先ほども少し申し上げたとおり、特定技能制度をつくった際に、外国人を受け入れ共生社会を実現する上で、当然、自治体においても役割を期待しているところでもございまして、色々な外国人に対して、支援を行ってございまして、その中に、やはり地域におけるコミュニティ、交流というのも一つ一つ我々の支援項目の中に設けてありますし、当然そこにおいては、地方自治体との役割というか、助けていただくということも想定しています。

そういう意味で、先ほど申し上げた特定技能制度のほうで設けてもらうように想定している協議会というのは、もう少し大きな枠組みの中でやっておられますので、群馬県におかれても、構成メンバーを追加するという御提案をいただいているので、そこをまさしく構成メンバーを拡大して、色々なところが我々入管も含めて参加していくといいのかなとは思っております。

その中で、御提案をいただいたところで、どういう情報共有ができるのかというのを、協議会において具体的にご検討いただければと思います。

○永田室長 補足ですけれども、出入国在留管理庁の永田と申します。

新しい育成就労制度のほう、今、法案が提出されていますけれども、その中でも地域協議会を組織して、それに自治体が積極的に関与していただくということは前提になってございまして、その意味では、各自治体において、外国人の生活環境整備も含めて、そういった全体の取組を国と連携してやっていただくということは前提になっておりますので、その意味において、群馬県からの提案というのは、その趣旨というか、方向性については、非常に賛同をすることでございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

趣旨というか、特に協議会を介した点については、より具体化をしたほうがいいと思いますが、基本的には、お互い話をして進められる可能性がありそうと思いました。群馬県のほうでは、多分、協議会で協議するというだけではなくて、色々な指導だったりだとか、啓発だったりだとか、そういう場面から協力したいということだと思います。特に群馬県の中では、ほかの自治体よりも一層積極的に取り組めるように、実態的に連携強化をどのようにできるかを協議できないかということだと思いますが、そういう点についても一緒にお考えいただくということでもよろしいでしょうか。

○安東室長 まさしく協議会において、当然法律の制限とかもあるのでしょうけれども、その中でできることを、まず、色々な協力関係というのを築いていただけたらと思っております。

○永田室長 1点だけ確認なのですが、元々いただいていた提案と、今のこの会議の場でのやっていくことというのは、若干違うような気がします。元々いただいていたのは、地方自治体に権限の一部を委譲するとか、実地検査とか改善命令に関与するということをお願いしていたかと思うのですが、この会議の場で群馬県がおっしゃった情報



共有の必要性であるとか、そういったところのほうが主眼であるように思われたのですが、そこはここに書いてある提案ではなくて、また別で、協議会で情報連携していくであるとか、その情報共有についてもっと具体化するとか、そういった提案を変更というか、元々の提案から変更するということによろしいでしょうか。

○落合座長代理 そうすると、多分そういう部分もあるのかなとは思ったのですが、群馬県に直接お聞きしたほうが良いような気がするので、座長、群馬県のほうに聞いてもよろしいでしょうか。

○中川座長 群馬県、お願いします。

○西副部長 群馬県です。副部長の西です。

情報共有も、もちろん強調させていただいたのですが、主眼は、一緒に検査に行く、一緒に計画をチェックするということです。ただ一緒にと言っても、私たちとしては多文化共生共創、生活者として、地域でどのように交えるかとか、そういう視点でもって雇っていますかというところをチェックしたいので、協議会を作って云々は、その後のことなのです。情報を共有したり、フィードバックしたり。ですので、実地の検査とか計画のチェックとかをやりたいというのが主眼です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、例えば、計画を立てたりするときの意見や、計画のときに考慮すべき項目というのは、細かく見られていないのですが、こういう制度だということで、書かれているもので不十分であれば、それを今おっしゃっていただいたような視点が読み込めるように、若干調整していただきたいということになるでしょうか。

○西副部長 スライド4枚目をお願いできますでしょうか。

これの2番、3番、そして一緒に1番をやると、そういう意味です。

○落合座長代理 2番、3番というのは、このページですが、その一つ、一つ前のページですか。

○西副部長 3ポツを現実にやる、その手前で連携協定なり何なりがあると。そのことを色々持ち寄りするのが協議会ですと、そういう意味でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

出入国在留管理庁のほうで、多分、今のお話で言うと、権限そのものまで移譲してほしいというよりは、一緒に相談しながら実施できるようにしてほしいということで、多分求意見までということなのかどうかは、少しあるのかもしれませんが、そういう個別の手続の関係でも一緒に相談したり、情報提供をしてもらったり、もしくは共生に関する視点を追加して、それも指導できるようにしたいというお話のようなのですが、いかがでしょうか。

○中川座長 出入国在留管理庁、お願いします。

○落合座長代理 何か電波がよくなさそうです。

○安東室長 とりあえずは、権限委譲という話ではないということをお聞きしたのですけれど

ども、そもそも、今の技能実習制度について、先ほど御説明しましたとおり、法案を出して、新しい育成就労制度というのをやろうとしている過渡期といえ、過渡期の段階ではあります。

それで、現状を御説明すると、資料のほうにあったとおり、要は、技能実習制度というのは、国際貢献を目的として、日本で学んでいただいて外国人が国に帰るとい、要するに学ぶという仕組みを重点に置いた制度でございます。

そうした仕組みなので、地域とどうこうという話はあまりなくて、ただし、先ほど永田が説明したとおり、新しい育成就労制度では、国とか県のほうに積極的に関与してもらおうという仕組みを作っていくということは想定しています。

今後地域協議会をどのような作り込みにしていくのかという論点かなとは受け止めております。

少し複雑なのは、現行の技能実習制度の枠組みでやるのか、それとも新しく法改正がされた後の育成就労制度の枠組みでやるのか、今、そういった過渡期の中にある中で、どう進めていくのかというのは、なかなか判断が難しいと思っています。

その上で、法改正を伴わない範囲で、今おっしゃったように、共同で実地検査、改善命令、これが現行制度でできるかどうかというのは、個別に群馬県と検討して、一緒に課題を共有しながら話していくのかなとは思いますが。

○落合座長代理 そうですね、具体的な関わりについては、多分、権限を完全に移譲するわけではなくて、協力を得たりしてということで、しかも公的機関同士で一応協力するということではありますので、どこかに解は見付けられ得るのではないかなとは思いますが。別に必ずしも法律を改正してくださいということに限ったものでもないと思しますので、そういう意味では、例えば、必要がある範囲で、まずはできる範囲で、現行法の中で協力していただいた上で、新法においてさらに深めるということのようにも思います。ただ、全体として不法就労について課題を持たれているところが、群馬県の方々にはおありだと思いますので、できるだけ特定のところだけではなくて、全体に対してより地元自治体の関わりをしっかりと持てるようにして行って、全体として、適正な就労を図るような制度運用を強化していきたいということではないかなと思います。そういった趣旨を踏まえて、今後御協議いただけますでしょうか。

○安東室長 ありがとうございます。

まさしくそのとおりかなと思っていまして、現行制度でできる範囲でやりますし、法案自体は、国会のほうで御審議いただく状況ですので、法案が通った暁に協議会というのは、今後どうしていくのかというのは、皆さんの御意見等を踏まえて、制度設計していくのかなという感じだと思います。御指摘のとおりだと思います。ありがとうございます。

○落合座長代理 すみません、長くなりまして、失礼いたしました。

○中川座長 すみません、安念委員と堀委員から手が挙がっていたように思うのですが、いかがでしょうか。

○安念委員 私、いいですか。

○中川座長 どうぞ。

○安念委員 ここでおっしゃっている実地検査というのは、法律上の立入検査の規定があるという前提でおっしゃっているのでしょうか、私は今、六法を見てはいるのだけれども、立入検査の規定がどこにあるのかよく分からない。

一般論として申し上げます。一般的に立入検査は、色々な法律の中にあるわけですがけれども、基本的には主務大臣が所部の職員、つまり部下である職員をしてなさしめるものであって、誰でもついていきたいから、ついていけるものでは元々ないわけです。

そうしますと、所部の職員が行うわけですから、入管の職員でなければならないのが基本でしょうから、群馬県が協力するとか、一緒にやるということが、そもそもどういう意味であるのか、また、それが法律上できるのかどうかというのは、ちょっと勉強しなくてはいけないのではないかなと、今、私は感じておりました。

以上です。

○中川座長 群馬県から何かおっしゃることはありますでしょうか。

○西副部長 立入検査ですけれども、技能実習機構という法律でつくられた機構に対して、厚生労働大臣から業務が委任されていると思うのですけれども、その職員が立ち入っているのですね。

そうすると、そこはまさに、安念委員がおっしゃるとおり、厚生労働大臣から委任されていない群馬県職員が立入検査できる法的な根拠が薄い面もあるので、立入りのところを一緒にするというのも希望としてはあるのですけれども、立入りの過程で、こういうところを聞いてくださいとか、こういうところは、立入検査はこうですねと、こうしたほうが、こういう指導をなされればいいのではないですかというような、そういうところもできると考えたのです。

すみません、当初は一緒にできるというか、法改正というか特区、法改正も視野に入れて、そこは踏み込みたいなど、最初の提出した段階では、群馬県は考えていたのですけれども、この資料を作っている段階で変わってきまして、協力して何かできないかというのに変わってきております。

ですので、その法律のところには、当初は変えるか、特区でいけばいいというのを考えていたものですから、協力してやる場合は、どのような法的な問題があるかというところまでは踏み込んでございませぬ。

○安念委員 分かりました。要するに、法改正しなくてもどこまで実質的な協力関係が築けるかということは、知恵の出し方の問題なので、ここは、みんなで大いに勉強したらいいなと思います。

以上です。

○中川座長 堀委員、いかがでしょうか。

○堀委員 私も法律を改正しなければいけない事項がどの範囲なのかということを確認し

ように思って、手を挙げさせていただいたのですけれども、今までのやりとりで、大分よく分かってきましたので、一旦手は下げていたのですが、やはり連携をする、協力をするということで、まずできることをやっていただくという方針であれば、特に違和感はございません。

なお、情報を連携するといったときに、どうしても個人情報みたいなところまで含まれてしまいますと、やはり法令上、情報連携するということまで法律に書いておかないと、なかなか壁が、第三者提供できるのかどうかという論議になってしまいますので、法律上の例外として、国と自治体が連携できるということを書いていただくか、一部連携するということを法律に書いていただくほうが明解かなと思ったのですけれども、そこはやってみて、ステップ・バイ・ステップで、ここまでやりたいということであれば、段階を上げていただくということでもいいのかと思っています。

いずれにしても、こちらの外国人にどのようなサポートをしていけるのかという群馬県の意欲的な提案だと思しますので、前向きに御検討いただければと思います。

以上です。

○中川座長 落合委員、手が挙がっていますけれども、どうぞ。

○落合座長代理 今回の堀委員の御指摘の点について補足がありまして、個人情報の点ですが、多分、行政機関のほうで保有されている部分でもありますので、目的の範囲内で、場合によって第三者提供できる部分もあると思います。ただ、利用目的の変更のところの制限は、若干かかってくる場合があるので、それで法律に書いておいたほうがよりいいだろうという、多分そういう堀委員の御指摘かなと思いました。そこも含めて、現行でできる範囲を定めていただきつつと思います。ただ、私もデジタル庁の会議で個人情報保護委員会にさんざん法整備の議論をしたことがありましたので、難しい場合には、色々手当を後々していったほうがいいのかもしいかなという、こういうことだと思っています。

すみません、若干補足させていただきました。

○中川座長 ありがとうございます。熱心な議論をありがとうございます。

群馬県がおやりになりたいことは、どちらかというところ、出入国在留管理庁がお進めになっていらっしゃる制度の中の権限に直接関わるというよりは、不法就労とか、そういうかなり悪い段階に至る前の予防的な措置ですとか、あるいは多文化共生社会の実現のための生活者としての外国人を支援するような、そういう措置について、積極的に対応したいということで、そういうものにつきましては、地元で情報を持っていらっしゃる、あるいは色々な執行能力がある地方公共団体が非常に高い能力を持っているというのは、多分、出入国在留管理庁や厚生労働省もお認めになっていただけるような部分だと思います。

そういう中で協力をしながら、是非、いい結果と言いますか、多文化共生社会を実現していくという方向性につきましては、今回、国も群馬県も共通の目線を持っていると感じました。

ですので、基本的には制度を大きくいじるというよりは、現行制度内でできることをま

ず詰めていただいて、それを速やかに実施していくということを、少し出入国在留管理庁、厚生労働省、群馬県、それから内閣府が間に立って協議を進めていただければと思います。

その中で、どうしても制度を何かやらなければならないということが出てきたら、改めてまた御相談をさせていただくということにさせていただきたいと思います。

ということで、是非とも取組内容を具体的に詰めて、スピード感を持って実施できるような体制を組んでいただきたいと思います。

何か御発言を求める方は、いらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、少し長くなりましたけれども「外国人による不法就労等の防止に向けた地方公共団体の積極的な関与」に関します、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わらせていただきたいと思います。関係者の皆様ありがとうございます。